

京田辺市監査公表第1号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による令和2年度定期監査等を京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号）に基づき実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年3月12日

京田辺市監査委員 稲川俊明

京田辺市監査委員 岡嶋一晃

定期監査等の結果に関する報告について

第1 監査の概要

令和2年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）

第13条第4項の規定に基づき監査の実施計画を定め、次のとおり実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

消防本部・消防署所管の令和2年度財務に関する事務の執行（令和元年度から令和2年度へ繰越した予算を含む。）及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを点検した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。

- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。
- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 郵便物を発送する際の誤発送の防止対策は行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理体制は適正になされているか。
- (10) 物品購入や修繕等財務に関する事務が適正に行われているか、また出納保管が適切に行われているか。
- (11) 補助金や助成金等について交付要綱等に基づき適正に執行されているか。
- (12) 通信指令システム等の運用及び整備保全が適切に行われているか。
- (13) 消火、警防及び救急活動に関する事務執行が適切に行われているか。
- (14) 災害時等に必要となる計画や施設の整備状況、水防倉庫等の備蓄管理及び運営が適切に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を照会して回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

なお、現地調査による状況確認においては、緊急事態宣言発令下の新型コロナウイルス感染拡大防止対策（三密回避）として書面調査を導入し、通信指令システムの運用状況や消防職員の被服貸与状況等を確認した。また、水防倉庫の備蓄管理及び運営状況が適切に行われているかについては、東田辺水防倉庫に係る現地調査を出席者及び時間抑制の上、実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

市役所庁舎 4 階監査委員事務局

東田辺水防倉庫

(2) 監査の日程（実施期間）

令和2年12月1日から令和3年3月10日まで

第2 監査の結果

監査基準第23条の規定に基づき監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

1 監査の結果に関する報告

(1) 総括的事項

監査の結果、監査等の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われていた。

また、前回（平成29年度）の定期監査における指摘事項についてはおおむね改善されていたが、所属別に物品等購入に係る契約手続きや物品管理等に一部不適切な事務処理が見受けられたことから、次の所属別事項について、再度、消防本部及び消防署内で周知徹底を図られたい。

(2) 所属別事項

ア 消防総務課

- a 消防団員報酬の支給手続については、支払事務適正化の取組みが進められており、令和3年分の報酬から各団員本人に直接支給するよう引き続き取組まれたい。

また、報酬に係る関係例規についても、必要に応じて見直しを行い、整備を進められたい。

- b 物品等購入に係る契約における給付を完了した届（物品等完了届）については、受理の記録をする必要がある文書であることから、收受文書の登録を行われたい。

また、検査調書における検査の基礎とした書類等については、一部記載が不備なものが見受けられたことから、適切に記載を行

い、貸与物品記録表等例規に規定された物品管理表は、必要事項を記入し、その状況について明確にしておかれない。

c 支払事務において債権者名等の記載誤りが一部見受けられたことから、正確な記載をもって適正な財務事務を行われたい。

d 行政財産使用許可において、一使用許可書に対して、現年分と遡及分の納入通知書を区分発行しているものについては、その内容がいつからいつまでの使用期間に係る使用料であるか明らかにした事務処理を行われたい。

イ 予防課

特に指摘すべき事項等はない。

ウ 消防課

特に指摘すべき事項等はない。

エ 警防課

a 購入した備品のうち、京田辺市物品管理規則第15条第3項に規定された備品カードに記載されていないものが一部見受けられたことから、京田辺市物品管理規則に基づく適切な備品管理を行われたい。

b 支出事務において、歳出予算科目の誤りが一部見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。また、随意契約を予定している場合には、執行伺書に地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号を適切に記載されたい。

c 年間を通して継続的かつ安定的に供給を必要とする物品・役務等については、災害等緊急時においても継続的に必要とする物品・役務等の品質及び供給量を確保するために、年間単価契約の導入を検討され、事務の効率化を図られたい。

d 水防倉庫の備蓄資材・機材の管理について現地調査を行ったところ、水防計画に記載されていないものが一部見受けられたことから、水防計画に記載する必要な備蓄資材・機材項目の見直しを図られたい。

また、他の記載内容についてもあわせて見直しを図られたい。

オ 通信指令室

特に指摘すべき事項等はない。

カ 北部分署

特に指摘すべき事項等はない。

キ 井手分署

特に指摘すべき事項等はない。

ク 宇治田原分署

特に指摘すべき事項等はない。

2 監査の結果に関する報告に添える意見

- (1) 行政事務のデジタル化に伴い、消防事務においても情報システム使用料が大きな経費となっていることから、情報システム使用料等事務経費に係る分担金については、今後とも関係機関と協定書に基づく協議連携の上、取組まれたい。
- (2) コロナ禍による社会状況の変化が、救急、消防等活動に大きな影響を及ぼしている。職員の健康管理を含めて、新たな生活様式を踏まえた地域活動を構築されるよう努められたい。

3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。